

# 居宅介護支援重要事項説明書

令和 6年 7月 21日

## 1 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-585-3442

担当 小久保 洋美

\* ご不明の点は、なんでもお尋ね下さい。

## 2 エンゼル居宅介護支援センターの概略及び職員体制

### (1) 居宅介護支援事業者の事業所番号および通常の事業の実施地域

事業所名	エンゼル居宅介護支援センター
所在地	埼玉県深谷市今泉625番地
介護保険事業所番号	1174500130
通常の事業の実施地域	本庄市、深谷市、寄居町、熊谷市 美里町、上里町

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 営業日及び営業時間

1、営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日まで、及び8月14日から8月15日までを除く。

1、営業時間 午前8:30～午後5:30までとする。

2、連絡体制 電話番号 048-585-3442

営業時間外での連絡体制あり。必要に応じて相談可。

### (2) 事業所の体制

事業所の管理	1名（介護支援専門員と兼務）
常勤介護支援専門員	4名
非常勤介護支援専門員	1名

## 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画作成依頼届出書を提出していただいた後、当居宅介護支援センターと契約を結んでいただき、利用者本人の介護度に応じてどのくらいのサービスが提供できるかを利用者本人もしくは、代理人又は家族と協議してからケアプランを作成し利用者本人若しくは代理人又は家族の承諾を得てから介護サービスを始めさせていただきます。

#### 4 利用料金

\* 地域区分別 1 単位当たりの単価 10.21 円 (7 級地)

区分	介護度	料金	備考
居宅介護支援費 (I)	要介護 1 又は要介護 2	11,088 円	(担当件数)
	要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	14,406 円	45 未満
居宅介護支援費 (II)	要介護 1 又は要介護 2	5,554 円	(担当件数)
	要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	7,187 円	45 以上 60 未満の場合
居宅介護支援費 (III)	要介護 1 又は要介護 2	3,328 円	(担当件数)
	要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	4,308 円	60 以上である場合

特定事業所加算 (II) 4,298 円/月

初回加算 3,063/月

入院時情報連携加算 (I) 2,552 円/月

入院時情報連携加算 (II) 2,042 円/月

退院・退所加算 (カンファレンス無) 連携 1 回 4,594 円/回

連携 2 回 6,126 円/回

(カンファレンス有) 連携 1 回 6,126 円/回

連携 2 回 7,657 円/回

連携 3 回 9,189 円/回

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円/回

通院時情報連携加算 510 円/月

\* 法定代理受領により介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて契約書別紙に記載されている金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

#### \* 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから利用者宅との往復キロ数に 1 キロメートル当たり 15 円を乗じた金額をいただきます。

#### \* 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合。	法令で定められた居宅介護支援費に相当する金額を徴収します。
保険者 (区市町村) への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合。	料金は一切かかりません

## 5 当居宅介護支援センターの特徴等

### (1) 運営の方針

- 1 利用者本人、利用者家族の希望を第一に優先されるよう援助を行い、利用者又は、その家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行う。
- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (2) サービス利用のために

事項	有無	備考
調査（課題把握の方法）	○	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門への研修	○	随時

## 6 サービス内容に関する苦情

### (1) 居宅介護支援センターご利用者相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

エンゼル居宅介護支援センター

担当者 管理者 小久保 洋美 電話 048-585-3442

(2) その他等事業所以外に、以下の市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

#### ① 利用者がお住まいになられている市町村役場 介護保険担当課

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048-501-1330

深谷市役所 長寿福祉課 電話 048-574-8544

熊谷市役所 長寿いきがい課 電話 048-524-1402

本庄市役所 介護保険課介護業務係 電話 0495-25-1719

寄居町役場 健康福祉課 電話 048-581-7718

美里町役場 介護保険課 介護高齢者係 電話 0495-76-5132

上里町役場 高齢者いきいき課 電話 0495-35-1243

#### ② 埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談担当 電話 048-824-2568

### (3) 第三者委員

小林喜一郎 電話 048-585-2527

畠山 敏之 電話 048-572-1100

高田 元治 電話 048-585-4544

## 7 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録致します。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償損害を速やかに行います。

## 8 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。その守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者は下記の通りです。  
虐待防止に関する担当者                      管理者 小久保 洋美
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) 虐待防止対策を検討するとともに、その結果を従業者に周知します。
- (5) 虐待防止のための指針を整備します。
- (6) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して年1回実施しています。
- (7) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村の窓口に通報します。

## 10 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (3) 業務継続計画に関する担当者は下記の通りです。  
業務継続計画に関する担当者                      管理者 小久保 洋美
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めます。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11 サービス利用開始

(1) まずは、お電話でお申し込みください。当事業所介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合には、終了 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受け入れていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

#### ④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 12 当法人の概要

法人所在地	埼玉県深谷市山河 557 番地 1
名称・法人種別	社会福祉法人かつみ会
代表者役職・氏名	理事長 伊藤 重来
事業所所在地	埼玉県深谷市今泉 625 番地
事業所名	エンゼル居宅介護支援センター
事業所電話番号	048-585-3442

## 13 サービス利用割合の説明

当該事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

※別紙参照

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 社会福祉法人 かつみ会  
所在地 埼玉県深谷市山河 557 番地 1  
代表者 理事長 伊藤 重来

事業所

事業所名 エンゼル居宅介護支援センター  
管理者氏名 センター長 小久保洋美  
説明者 ①

私は、事業者から重要事項説明書に基づいて、居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名 ①

(代理人) 住 所

氏 名 ①

続 柄 1、家 族 ( )  
2、その他 ( )  
3、成年後見人 ( )

